

広島県がん対策推進条例の規定により知事が定める施設

平成27年3月16日告示第168号

広島県がん対策推進条例(平成27年広島県条例第2号。以下「条例」という。)別表の規定により、知事が定める施設を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

- (1) 条例別表1の項の知事が定める施設は、公衆便所(条例別表1の項から3の項までに掲げる施設に付随するものを除く。)とする。
- (2) 条例別表2の項の知事が定める施設は、植物園、動物園、水族館及び火葬場とする。
- (3) 条例別表3の項の知事が定める施設は、公衆浴場とする。